

			現行の「SMBC 信託銀行取引規約集」文言		新しい「SMBC 信託銀行取引規約集」文言
預金口座取引一般規約	第 3 条 休眠口座		当行は、円普通預金口座および米ドル普通預金口座に関して最後の預入または払戻から当行所定の期間、一度も預入または払戻がない場合、休眠口座として取扱います。休眠口座となった場合、当行は、口座の使用を当行の定めるところにしたがって制限します。特にキャッシュカードの使用はできません。さらに当行は、休眠口座となって 8 年経過した場合、いつでも付利を停止することができるものとします。なお当行は預金者に対して、休眠口座になった旨の通知はいたしません。		当行は、円普通預金口座および米ドル普通預金口座に関して最後の預入または払戻から当行所定の期間、一度も預入または払戻がない場合、休眠口座として取扱いできるものとします。休眠口座となった場合、当行は、口座の使用を当行の定めるところにしたがって制限することができます。また、当行はいつでも付利を停止することができるものとします。なお、当行は預金者に対して、休眠口座になった旨の通知はいたしません。
	第 13 条 届出事項の変更等	1	預金者は、キャッシュカード、小切手、小切手用紙もしくは届出済印鑑を紛失した場合、または氏名（法人名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレス、職業（業務内容）、勤務先、届出済印鑑、署名、暗証その他の届出事項を変更する場合は、所定の書面を提出する等、当行所定の方法に従い直ちに届出るものとします。	1	預金者は、キャッシュカード、小切手、小切手用紙もしくは届出済印鑑を紛失した場合、または氏名（法人名）、住所（所在地）、居住地区、電話番号、電子メールアドレス、職業（業務内容）、勤務先、届出済印鑑、署名、暗証その他の届出事項を変更する場合は、所定の書面を提出する等、当行所定の方法に従い直ちに届出るものとします。
			以上、預金口座取引一般規約は、2016 年 1 月 1 日より適用します。		以上、預金口座取引一般規約は、2017 年 1 月 1 日より適用します。